

○財務省告示第五十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十二年一月十四日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年二月八日

財務大臣 菅 直人

一	名称及び記号
一	利付国庫債券（二十年）（第八十 一回及び第九回）及び利付国 庫債券（三十年）（第四回、第十 二回、第十三回、第十五回、第 十七回、第十八回、第二十一回、 第二十二回、第二十三回、第二 十六回、第二十七回、第二十八 回及び第二十九回）
二	発行の根拠
二	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項
三	振替法の適用等
三	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行
四	発行方法
四	各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。
五	募入決定の方法
五	額面金額で二千九百九十八億円
六	発行額

七	八	九	十	十	十一	十二
払込金額	最低額面金	振替単位の	発行行	発行行	発行行	発行行
三億五千二百八十万円	五万円					
内訳（別表のとおり）						
振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金
す。整数倍の金額によるものと	す。整数倍の金額によるものと	す。整数倍の金額によるものと	す。整数倍の金額によるものと	す。整数倍の金額によるものと	す。整数倍の金額によるものと	す。整数倍の金額によるものと
平成十二年一月十四日	平成十二年一月十四日	平成十二年一月十四日	平成十二年一月十四日	平成十二年一月十四日	平成十二年一月十四日	平成十二年一月十四日
発行対象国債の発行日	発行対象国債の発行日	発行対象国債の発行日	発行対象国債の発行日	発行対象国債の発行日	発行対象国債の発行日	発行対象国債の発行日
百円につき、次の算式により算	百円につき、次の算式により算	百円につき、次の算式により算	百円につき、次の算式により算	百円につき、次の算式により算	百円につき、次の算式により算	百円につき、次の算式により算
出した金額	出した金額	出した金額	出した金額	出した金額	出した金額	出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十三
十二
の経過
払込み
利率
子

(一) 別表のとおり
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加の算
式により規定する日額に
十号の規則する。期日に
むもとのとする。

の率前十発行、
金の債の第の発行、
面債国債の債の第の発行、
額国債の債の第の発行、
の象国債の象の第の発行、
債対象の債の第の発行、
象対象の債の第の発行、
行各期する子なる日合
行各期する子なる日合
対各期する子なる日合
行各期する子なる日合
／100×各期する子なる日合
総額×各期する子なる日合
各総額×各期する子なる日合

(二) 発行時において、その利子

（利付第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回）	名称及び記号
二・五%	二・三%	二・三%	二・四%	二・五%	二・〇%	二・一%	二・九%	一・九%	二・〇%	二・〇%	利率（年）
平成三十一年四月二十八日	平成三十一年四月二十七日	平成三十一年四月二十七日	平成三十一年四月二十六日	平成三十一年四月二十六日	平成三十一年四月二十五日	平成三十一年四月二十五日	平成三十一年四月二十二日	平成三十一年四月二十一日	平成三十一年三月二十七日	平成三十一年三月二十七日	償還期限
十八億円	二十億円	三十三億円	二十億円	七十五億円	円百九十一億	円二百六十億	円二百三十億	億三百四十二	二十六億円	二十六億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 元利金支 日本銀行
十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者
二十 入札参加
二十 払込期日 平成三十一年一月十四日

（（利 第三付 二十年国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十年国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十年国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十年国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十年国 十年庫 三）債 回 券 ）
二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %
九平 月成 二五 十日 年	三平 月成 二五 十日 年	日年平 九成 月四 二十九	日年平 三成 月四 二十九	日年平 六成 月四 二十八
百 五 十 億 円	円四 百 十 三 億	四 十 億 円	億千 円百 六 十 五	十 五 億 円